

「愛知県中小企業者等応援金【一般枠】（10月分）」の実施概要 について

愛知県は、厳重警戒措置による営業時間短縮要請や不要不急の外出・移動の自粛の影響に伴い、売上が減少した中小企業者等に対して応援金を交付しますので、お知らせします。

1 制度概要

厳重警戒措置の影響を受け、2021年10月の売上が30%以上50%未満減少した事業者に対し、「中小企業者等応援金【一般枠】（10月分）」を交付します。

名称	愛知県中小企業者等応援金【一般枠】（10月分）
対象	中小法人・個人事業者等 （本店又は主たる事務所の所在地が県内にあること）
要件	1 対象要件 (1) 厳重警戒措置に伴い、営業時間短縮要請を受けて時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること 又は (2) 不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと 2 売上要件 2021年10月の売上が、2019年又は2020年10月の売上と比較して30%以上50%未満減少していること
交付額	2019年又は2020年10月と比較した2021年10月の売上減少額 （中小法人：上限15万円/月、個人事業者：上限7.5万円/月）

※愛知県中小企業者等応援金【酒類販売事業者枠】（10月分）と【一般枠】（10月分）の両方が対象になる場合は、先に【酒類販売事業者枠】を充当し、交付上限額を超えた金額について、【一般枠】から支払

※国の月次支援金（9月以前）との併給は可

※愛知県感染防止対策協力金との併給は不可

2 申請方法等

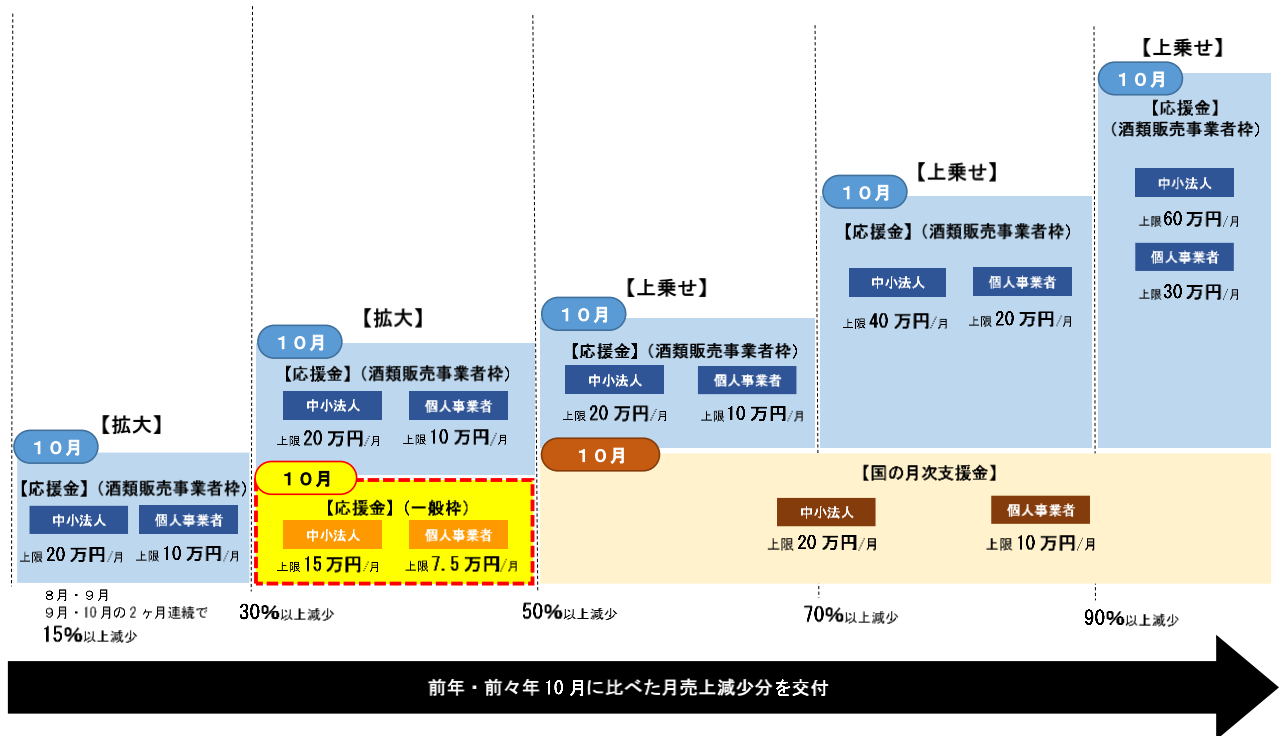
申請方法・期間等は現在調整中ですが、申請受付は12月上旬頃に開始予定です。また、中小企業者等応援金【酒類販売事業者枠】10月分（2021年10月8日発表済み）と同時に申請受付を行う予定です。

詳細は、決定次第、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト等でお知らせします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/ouenkin.html>

3 参考

愛知県中小企業者等応援金（一般枠・酒類販売事業者枠）の全体像



4 問合せ先

「愛知県中小企業者等応援金【一般枠】（10月分）」については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問合せください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）